

## 2009年度「未成年者飲酒予防基金」活動報告

### 第一部：飲酒、喫煙を含む薬物乱用防止教育における Normative Education の有効性の検討

調査研究を行う前に、Normative Education に関する基礎的資料及び、調査の必要性の根拠を得るために、Normative Education に関する文献研究を行った。以下にその要約を示す。

#### 【目的と方法】

諸外国において、青少年による飲酒、喫煙を含む薬物乱用行動の防止、抑制に対する有効性が注目されている教育手法の一つに「Normative Education」がある。

Normative Education は、行動に影響を与える「社会的要因」の重要性、特に「周囲の人からの影響」に着目し、その影響を軽減することに焦点を当てた教育手法である。

本研究は、我が国の薬物乱用防止教育に Normative Education を導入するための理論的根拠を得ることを目的とし、関連する論文をレビューすることにより、Normative Education に関する理論、方法、有効性などを検討した。

#### 【結果と考察】

Normative Education を用いて行われた介入研究に関する論文を検討した結果、Normative Education は、中学生、大学生、成人といった幅広い介入対象に対して、飲酒、喫煙、薬物乱用行動を予防、抑制する効果のある教育手法であることが明らかになった。

加えて、Normative Education の教育手法は、集団における正確な規範に関する情報を提供するという簡便なものであり、その有効性は、集団指導型の授業、個別指導型の面談、郵送したパンフレットなどの教育媒体に依存しないことも明らかになった。

#### 【結論】

Normative Education は、中学生や大学生、成人といった幅広い対象に有効であり、飲酒、喫煙、薬物乱用といった様々な目的に応用できることが示された。また、Normative Education の汎用性、有効性、簡便性から、我が国の飲酒、喫煙を含む薬物乱用防止教育においても実施可能であり、同様の効果を発揮する可能性が示された。

今後、Normative Education を導入し、効果を発揮するため条件として、Berkowitz (2003) が示した、「介入の対象となる個人や集団において、規範の誤認が存在すること、また、その規範の誤認が、介入の対象となる個人や集団に対して悪影響を与えること」という条件が、我が国の青少年の飲酒、喫煙を含む薬物乱用行動においても認められるかについて検証する必要があると考えられる。

### 第二部：日本の青少年による飲酒率の過大評価と自身の飲酒行動の関連

Normative Education に関する文献研究の結果、日本の青少年においても、飲酒に関する規範の誤認が確認された場合、Normative Education が、飲酒行動の予防、抑制に効果を示す可能性が示唆された。そこで、日本の青少年に飲酒に関する規範の誤認の存在が認められるか、また規範の誤認と飲酒行動との関連を明らかにするために調査を行った。以下にその要約を示す。

#### 【目的と方法】

本研究は、規範の誤認を是正することにより、青少年による飲酒行動の予防、抑制を行う教育手法である「Normative Education」を我が国の飲酒予防教育に、導入するための理論的根拠を得るために、①我が国の青少年においても、飲酒に関する「規範の誤認」である

「同年代、同性の者における飲酒率に対する過大評価」が認められるかを明らかにすることと、②「飲酒率過大評価」と、飲酒行動や社会的要因、環境的要因との関連を明らかにすることを目的として行われた。

中学校 1 校、高等学校 1 校の 1359 名の生徒を対象とし、無記名自記式の質問紙調査を行った主な結果は以下の通りである。

#### 【結果と考察】

- 1) 日本の青少年において、約半数の者が、同年代、同性の者の飲酒率を過大評価しており、飲酒に関する規範の誤認の存在が認められた。
- 2) 飲酒率過大評価は、飲酒行動、自己効力感、社会的要因、環境的要因と関連があることが明らかになり、「飲酒行動に対するリスクが高い者」ほど、同年代、同性の者の飲酒率を過大評価している割合が、有意に高いことが明らかになった。
- 3) 自己効力感の低下や飲酒を行う友人の増加など、飲酒行動に対するリスクが高くなるにつれ、飲酒率過大評価をする確率が高くなることが明らかになった。これより、飲酒率過大評価が、個人の飲酒に対するリスクを測る指標となる可能性が推察された。
- 4) 飲酒率過大評価あり群は、飲酒率過大評価なし群と比較して、月飲酒行動を行う確率が高いことが明らかになった。以上の結果より、規範の誤認が、飲酒行動に与える影響の大きさが明らかになったため、規範の誤認を是正する教育手法 Normative Education を我が国の飲酒防止教育に取り入れる理論的根拠を得ることができた。

#### 【結論】

本研究の結果より、海外の研究と同様に、日本の青少年（中高生）も、同年代、同性の者における飲酒率を過大評価する傾向にあることが明らかになった。また、飲酒率の過大評価と自身の飲酒行動との関連も明らかになったため、「Normative education」を日本の飲酒防止教育に取り入れる理論的根拠と必要性が示唆された。

なお、これら二つの研究は、第一部の文献研究を論説論文、第二部の調査研究を原著論文として、日本学校保健学会が編集・発行する「学校保健研究」に投稿予定であり、第一部は現在査読を受けている段階である。